

改善報告書

令和3年7月16日

1. 大学名：大和大学

2. 認証評価実施年度：令和2(2020)年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：4-1

○学校教育法第93条第2項に定める教授会が、学長が決定を行うに当たり「意見を述べるものとする」ことが、学内規則において「意見を述べることができる」となっている点について、改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目4-1について

学内での実態としては、法令の規定通り、教授会の意見を聞いた上で学長が決定をしていたが、学則上の表記が法令と異なるものとなっていたため、学内で協議を行い、大学協議会において添付資料の通り学則を改正し(第12条)、令和3年2月25日付で文部科学省大学設置室に届け出をした。

5. エビデンス(根拠資料)一覧

基準項目4-1の資料

- ・令和2年度 第10回 大学協議会議事録(令和3年1月18日開催)
- ・大和大学学則(2021年1月18日改正)

## 改善報告書

令和3年7月16日

1. 大学名：大和大学

2. 認証評価実施年度：令和2(2020)年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：6-3

○学長のガバナンスに関する一部法令改正に対する規則の整備等において、大学全体としてPDCAサイクルの機能性における改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目6-3について

学校教育法の改正に伴う学長のガバナンスに関する学則をはじめとした内部規則の整備に関しては総務企画室が担当部署として改正案を作成し、大学協議会に諮って施行する体制をとっていたが、種々の法令改正に対する責任体制が明確でなく、大学全体としての対応が遅れているケースについて指摘を受けた。

法令の制定・改廃全般については総務企画室が担当部署として、学校法人西大和学園法人本部と連携して情報収集にあたり、法令と関連の深い学部あるいは部署が学内規則の制定・改廃の案を作成し、さらに大学協議会に諮って施行する体制を確認した。また、自己点検・評価委員会で学校教育法、学校教育法施行規則などの教育関係法規の遵守状況を毎年2月に点検し、学長に報告にすることとした。

以上の対応について、「法令等の制定・改廃に伴う内部規程の制定・改廃の手続に関する規程」を令和3年2月に制定し、4月1日より施行している。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目6-3の資料

- ・令和2年度 第11回 大学協議会議事録（令和3年2月22日開催）
- ・大和大学自己点検・評価規程（令和3年2月22日改正）
- ・大和大学 法令等の制定・改廃に伴う内部規程の制定・改廃の手続に関する規程（令和3年2月22日制定）
- ・「法令等の制定・改廃に伴う内部規程の制定・改廃の手続に関する規程」大学協議会資料（法令等の制定・改廃に伴う内部規程の制定・改廃の手続運用チャート）